

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年11月18日
事業者の氏名又は名称	株式会社板野運送（法人番号3480001005617）（代表者 扶川晴彦）
事業者の所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字舩傍示39-9
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡藍住町東中富字舩傍示39-9
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和4年9月8日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）</p> <p>(3)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと（安全規則第9条の5第1項）</p>
当該違反点数（営業所）	1点
違反点数（事業者）	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。